

本願寺史料研究所報

21号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乘 隆

発行日 一九九七年九月三〇日

木仏裏書の様式論

小泉 義博

はじめに

『本願寺史料集成』の一巻として「木仏之留・御影様之留」が刊行されたことで、我々は近世初期の本願寺から下付された木仏・絵像がどの程度の点数であったか、その充所(願主)はどここの誰であったか、また裏書にはどのような文字が記載されていたのか、などの点について詳細に知ることができるようになった。本稿はそのうち、木仏の裏書について分析を行おうとするものである。

千葉乗隆氏の解説によれば、そもそも木仏裏書とは、縦十一cm、横六・八cm程度の小型の鳥子紙に書かれており、当初は木仏の背に張り付けて下付されたが、剥落するためにやがて表装を行って、壁に掛けられるようになったとされる①。その書式は後掲史料D・E・Fのごとくに、第一行目に門主名、第二行目に年月日、第三行目に願主名、第四行目に所付け(所在地)を記すのが通例となっており、慶長・元和期の准如時代から、寛永期の良如時代まではこの様式が踏襲されている。

しかるに寛文期の寂如時代になるとかなり大きな変更が加えられ、史料A・B・Cのように、まず父良如と寂如が冒頭に連署し、次いで所付け・願主名が記載されるとともに、その上方には「木仏」の二文字が大書される。そして年月日が末尾に記されるようになるのである。この時期の良如はしかしすでに病臥しており、子寂如が門主権限を代行していたから、様式変更

は寂如の方針として行われたと考えてよいであろう。

史料D・E・Fの裏書の読み方についてであるが、金龍静氏の絵像裏書に関する研究②を踏まえると、記載の順序とは逆に末尾から読んでいったらしい。すなわち、所付け・願主名・年月日・門主名の順である。そして寂如時代の様式変更後（史料A・B・C）は、おそらく第一行目から順に読むこととしたものであろう。裏書の「表書」化と言えようか。

ところで筆者は、この木仏裏書に見える越前寺院の寺号について検討した際、そこに寺号（坊号を含む）が記載されるかどうかについては厳密な区別があり、それが当該寺院への寺号免許と密接に関連していることが認められた。そこで本稿では、その寺号記載の有無を主たる論点として、木仏裏書の様式について検討を加えてみたいと思う。

一

本稿で分析の主たる対象とするのは、慶長・元和期の准如時代の木仏裏書（史料D・E・F）であるが、それに先立って寛文期の寂如時代の裏書を一瞥し、検討すべき論点をまず明確にしておこう。なお引用に当たっては、地域的条件を揃えて比較するために、越前充てのものを専ら利用することとしたい。

A

木仏

（寛文二年）
霜月十七日

寂如 —

円福寺門徒越前国

丹生北郡嶋寺村 専入

取次 少進③

B

木仏寺号

但寺号ハ当御代ニ望上ル

（寛文二年）
十一月廿一日

寂如 —

願成寺門徒越前国坂北郡波

松村正賢寺 法名善教

取次 頼母④

C

木仏

（寛文二年）
霜月廿一日

寂如 —

越前国丹生郡

府中養徳寺

法名善定

取次 少進⑤

右に引用した三点の史料は、いずれも寛文二年（一六六二）十一月に本願寺良如・寂如の連署（実際には子寂如が門主権限

を代行)によって下付された木仏裏書の写しである。その表題には「木仏御札中入之留」とあるから、裏書が木仏の胎内に挿入されて保管されたいことを窺わせている。

Aは、円福寺門徒たる丹生北郡嶋寺村の専入に充てられたものである。Bは、願成寺門徒たる坂北郡波松村の正賢寺善教に充てられたもので、とくに「木仏寺号」と記されたうえ、「寺号ハ当御代二望上ル」とも注記されている。Cは丹生郡府中の養徳寺善定に充てられたものである。

以上の三点における寺号記載の有無に注目すると、Aでは全く寺号が添記されていないから、専入はまだ寺号を持たない道場坊主であったことが知られる。Bでは、寺号下付を当代に初めて要望し、それが木仏と同時に実現したらしい点が窺える。つまり善教はこの時点で、寺号「正賢寺」と木仏との両者を、同時に下付されたのである。しかるにCにおいては、「寺号」の特記が見られないから、すでに養徳寺には寺号が下付されており、いまは木仏だけが新たに下付されたのである。

このように木仏裏書の表記においては、願主がすでに寺号を持つ坊主であるかどうか、明瞭に区別されていたのである。とくにBのごとくに、木仏と寺号との同時下付の事例には注目しておきたい。なおCに見えた府中養徳寺(西派)は、この頃

に安養寺村養徳寺(東派)から分立した寺院であるから、分立寺院は本寺の寺号をそのまま称しても差し支えなかったもののようにである。

二

前節の検討により、寛文期の木仏裏書では寺号記載が厳密に区別されていたらしいことが知られたので、さらに遡って慶長・元和期の准如時代の木仏裏書について検討してみよう。

D

釈准如

元和八季壬三月廿六日

戌

願主釈誓順

右木仏者、越前国大野郡誓順、依望如此者也。⑥

E

釈准如

慶長十一年丙十月十七日

午

願主専能寺釈善照

右之木仏者、越前国丹生郡山干飯保内安養寺村善照、依望如此也。⑦

F

釈准如

—

但御印判也。

元和四年戊霜月五日

午

願主専応寺釈乗祐

右之木仏者、越前国丹生郡安養寺村専応寺、依望如此者也。^⑧

准如が発した木仏裏書の写しを三点ここに引用したが、一見して明らかのように、寺号記載においては明瞭な区別が存在している。すなわち、Dにおいては、願主の項にも所付けの項にも寺号が見えない。つまり誓順はまだ寺号を付与されていない道場坊主なのである。これに対して三点目のFでは、願主の項にも所付けの項にも寺号が見えるから、この専応寺はすでに寺号を付与されていたことが分かる。そこで問題なのは二点目のEであって、願主の項には寺号「専能寺」^(應)が見えるものの、所付けの項には「安養寺村善照」とだけ記されていて、寺号が見えない。これはいかなる意味を持つのであろうか。

実は、EとFは同一寺院なのであって、Eの善照の子が、Fの乗祐に当たっている。そして先ほどの設問の答えは、容易に推測できることであるが、Eは寺号「専応寺」が免許されて以後、初めて実現した木仏下付だったのである。これに対してFは、すでに寺号を持つ専応寺への二度目の木仏下付であったから、所付けにも寺号が記載されていたのである^⑨。

つまりD・E・Fの差異についての結論は、前節のA・B・Cの史料におけると同様に、Dはまだ寺号を持たない道場坊主に対する木仏下付、Eは寺号免許後初めての木仏下付（場合によっては寺号・木仏の同時下付）、そしてFは、すでに寺号を持つ寺院に対する再度（場合によっては新規）の木仏下付。以上のごとき差異が、准如時代の木仏裏書の表記法には見られるのである。

ところで、ここで一つ疑問が生ずるに違いない。それはEとFとの間に見られるほんのわずかな差異に関して、右に指摘したような重大かつ厳密な区別が、果たして本願寺准如らに意識されていたかどうかという点である。残念ながらこの点を直接に示す史料は提示できないが、しかし寺号記載の有無にかなりの神経を彼らが働かしていた点については、次の史料において示唆されている。

釈准如

慶長十六年辛正月十四日

亥

願主釈○浄空 寺号落申候。不審也。

(撰脱也)

右木仏者、定専坊下、津国北中嶋西成郡三屋庄大恩寺依望如此也。^⑩

右は慶長十六年（一六一一）に准如が、定専坊の下寺たる撰津

大恩寺浄空に充てて木仏を下付した際の裏書であるが、注目すべきは願主の項に寺号が記されていないことについて、この写しの作成者（准如の側近か）が、わざわざ「寺号落申候。不審也。」と注記している点である。このことはとりもなおさず、こうした様式がありうべからざるものであることを意味しているとしなければならぬ。つまり所付けに寺号が記された場合には、すでに寺号が免許されているのであるから、願主の項にも寺号が記されて当然なのであるが、しかし右の裏書はその原則から外れているため、「不審也」との注記が行われたのである⑪。この史料によって、裏書の寺号記載にはかなり厳密な配慮がなされていたと想定すべきなのである。

三

前節の史料Eが、専応寺に寺号が免許されて以後、初めて実現した木仏下付であったという点に関して、同寺所蔵の文書によって明証しておきたい。幸いに同寺が寺号免許となる経緯はかなり詳細に知ることができる。

「専応寺文書」中において初めて寺号「専応寺」が登場するのは、慶長七年（一六〇二）と推測される次の書状である。

猶々、此度直参二可被御免候間、被得其意参詣可有候。望候ハ、可被申上候。

（善好）
態令啓達候。仍大進殿、御裏へ御走候由候。各直参二可被召上候間、可被得其意候。於同心者、御印書可被差下候。為其如此候。恐々謹言。

川内蔵助

（慶長七年）
九月三日

了治（花押）

越前

（土佐・善照）
専応寺殿

御門徒中

⑫

右の史料は、本願寺准如（西派）の奉行たる川那部了治が九月三日に発した書状で、専応寺の住持たる土佐（善照）の兄大進（善好）が、「御裏」＝本願寺教如（東派）のもとへ転じた由の知らせを受けたこと、また専応寺の門徒衆は准如の「直参」に召し上げられたこと（ただし実際には直参身分の再確認）が報ぜられている。そして御印書がやがて下付されるであろうと述べられているが、これはあいにくと遺存していない。

ここに語られる大進の教如派（東派）への転向は、教如が慶長七年（一六〇二）二月に徳川家康の支援を受けて京都烏丸七条に寺地を与えられ、一派独立の形勢となったことを踏まえての行動であろう。よってこの書状の発給年次は、慶長七年と推測するのが妥当と思われる。なお教如はその後、翌八年（一六〇三）二月に上野国厩橋の妙安寺から親鸞像を取り寄せ、さら

に十月には阿弥陀堂の上棟を行うに至っている。

そもそも大進（善好）は、天正八年（一五八〇）の石山合戦最末期の段階で、教如が父顕如の和議開城の方針に反して、いましばらくの籠城継続を唱えた際に、摂津小浜の毫摂寺善秀の門徒として教如派に加担した人物であった。しかしながらこの教如の試みも、所詮は織田信長軍の武力に対抗することができず、同年八月には教如も石山を去って雑賀に転ずるに至ったので、迎えた顕如は教如を義絶するとともに、毫摂寺善秀や大進らに対しては破門の措置を加えたのである。越前安養寺村において、破門された大進の代わりに門徒衆を掌握すべしと命ぜられたのは弟土佐（善照）であり、彼やその門徒衆、さらには大進から土佐へと所属を変更した門徒衆についても、この天正八年の時点で直参の処遇が与えられたのであった。

しかるに慶長七年に至って、家康の支援で教如が一派独立の形勢を見せ始めると、各地で逼塞していた教如派の門徒衆は、続々と教如のもとに馳せ参じたのであり、そのなかに大進の姿もあったのである。

右の川那部了治書状が発せられたのはこうした状況においてであって、本願寺准如は土佐とその門徒衆を直参として処遇する点を再確認するとともに、充所に「専応寺」と記すことで、

土佐に新たに寺号を免許したのである。つまり土佐への寺号免許は、准如派（西派）に帰属し続ける態度を表明した彼に対して、報償として行われた措置だったのである。なお、この段階における寺号免許の手続きは、このように単に文書充所に「専応寺」と記すことで完了したらしい点にも留意しておきたい。

ところで、これまで逼塞に甘んじていた兄大進が教如派（東派）に転ずるに際して、彼は重大な事件を引き起こしていた。彼は、弟土佐が父乗専から継承して安養寺村道場（専応寺）に安置していた「御本尊二幅之御影様」⑬を、密かに持ち出してしまっていたのである。困惑した土佐は、まず本願寺准如に状況の推移を説明して、坊主としての身分・地位の安堵を受けるとともに、時間的な猶予を確保して返還の交渉を行うこととした。けれども大進のかかる行動は、教如の一派独立と歩調を合わせて、みずからにも絵像の継承権があると主張したものであるから、いわば確信犯と言うべきであって、土佐の返還要請に彼が応ずるはずはなかった。その翌年に上洛した乗祐（土佐の子）は、准如から再び絵像返還を厳命する文書を受け取ってはいるものの、事態の好転はとうてい望めなかったのである。

打開の方法を失った土佐は、そこで絵像の奪回を諦め、幸いに寺号「専応寺」を拝領した機会でもあるので、木仏の下付を

申請することとした。かくして慶長十一年（一六〇六）に至って、前掲史料Eのごとくに木仏下付が実現したのである。

以上のごとき経緯で下付された木仏であるから、専応寺にとってこれは寺号免許後、初めての木仏下付であったことは確実である。こうして専応寺はようやくに、寺号・木仏とともに備えた、文字通りの寺院として確立したのである。他方、大進はその後、安養寺村に養徳寺を創建し、慶長十五年（一六一〇）に教如から親鸞絵像を下付されるのである。

四

寺号免許後の初めての木仏下付において、史料Eのごとき様式の裏書が添えられたという点につき、もう一つの例証を提示しておこう。

（第三巻）（慶長六年）

一、うしの年、当御代二御書御免被成候。是□越前徳善寺門徒衆中へと御座候御事。^⑭

右の史料は、吉野徳善寺（西派）に関する由緒書の一節であるが、これによると徳善寺は「うしの年」＝慶長六年（一六〇一）に本願寺から書状を受け、その充所に「越前徳善寺門徒衆中へ」と記されていたとされている。この書状の寺号表示こそが、徳善寺への寺号免許を意味していたのである。その結果、

翌年に拝領の親鸞絵像には、初めて寺号が表示されることとなった。

一、御開山様御影 寺号 信光院様御筆 ^{（准如）} 慶長七年 壬寅九月六日

一、御絵伝 御印形 慶長七年 壬十月□□ 寅

一、太子七高僧御影 信光院様御印形 慶長十三年 五月十七日

一、信楽院様御影 ^{（顯如）} 信光院様御印形 慶長十三年 五月十七日

一、木仏御札 信光院様御筆 慶長十三年 戊申九月三日^⑮

右の法物一覧に記されるごとく、徳善寺はまず慶長七年九月の親鸞絵像において初めて「寺号」が記載され、その後、同七年十月に親鸞絵伝、同十三年五月に七高僧絵像と顯如絵像、そして同十三年九月三日に木仏と、相次いで准如から法物を下付されたのである。そしてこの記事を踏まえれば、慶長十三年九月の木仏下付が、寺号免許後初めての木仏下付であったことは確実と言えよう。

そこで「木仏留」からこれに該当する裏書を探してみよう。

积准如 一

慶長十三年戊九月三日

申

願主徳善寺釈賢乗

右木仏者、超勝寺下越前国吉田郡下吉野村賢乗、依望如此也。^⑬

この裏書こそが、それに該当している。すなわち、藤島超勝寺の下寺たる吉田郡下吉野村の徳善寺賢乗の希望により、いま准如から木仏が下付されたのである。そして注目すべき所付けの項には、所在地と法名とが記され、願主の項においては、寺号と法名とが記されているのである。

よってこのようなE様式の裏書こそが、寺号免許後の初めての木仏下付で採用される裏書様式と考えて、まず誤りはあるまい。

五

前節までの検討によって、木仏裏書の様式は三類型に区分されることが判明したが、実はこのほかに惣道場充ての裏書もあり、これも同様に寺号記載の有無に従って三類型に区分することが可能なので、合わせると六類型になる。そこでこうした観点に立ち、「木仏之留・御影様之留」に見えるすべての裏書を分類して表1に整理してみよう。

I型

史料D（およびA）の様式をI型と呼ぶことにしよう。この型は寺号（坊号を含む、以下同じ）が記載されない裏書であるから、まだ寺号を下付されていない道場に充てられたもの、または個人所有のものを意味している。総計で二五五点（全点数の二〇％）あった。

II型

史料E（およびB）の様式をII型と呼びたい。この型は、所付けには寺号が見えず、願主の項にだけ寺号が記される裏書であって、寺号免許後に初めて下付される木仏を意味している。ただし多くの場合は、寺号・木仏の同時下付であったと考えられ、総計で四九〇点（全点数の四〇％）を数えた。

III型

史料F（およびC）の様式をIII型と称する。この型は、所付け・願主の両項ともに寺号が見られるもので、すでに寺号を持った寺院への木仏下付を意味している。総計で三四五点（全点数の二八％）あった。

次いで惣道場に充てられた裏書については、ここで具体例を示して若干の解説を行っておきたい。あいにくと越前充ての事例が見当たらないので、他国における適宜の例を選んで引用す

表1 木仏聖畫の類型別点数とその割合

		慶長2年(一五九七)	慶長4年(一五九九)	慶長5年(一六〇〇)	慶長6年(一六〇一)	慶長7年(一六〇二)	慶長10年(一六〇五)	慶長11年(一六〇六)	慶長12年(一六〇七)	慶長13年(一六〇八)	慶長14年(一六〇九)	慶長15年(一六一〇)	慶長16年(一六一一)	慶長19年(一六一四)	元和元年(一六一五)	元和4年(一六一八)	元和5年(一六一九)	元和7年(一六二一)	元和8年(一六二二)	元和9年(一六二三)	寛永18年(一六四一)	寛文2年(一六六二)	寛文3年(一六六三)	合 計
I型	寺号なし (道場または個人充て)	1 (20)	1 (33)	2 (33)	2 (11)	8 (17)	18 (24)	10 (19)	15 (31)	13 (22)	11 (20)	8 (21)	29 (37)	9 (23)	10 (45)	8 (25)	8 (30)	5 (17)	10 (37)	17 (20)	42 (15)	18 (19)	10 (11)	255 (20)
II型	願主の項にのみ寺号あり (寺号後初めての下付)				1 (6)	1 (2)	30 (39)	13 (25)	9 (19)	21 (35)	10 (19)	5 (13)	17 (22)	16 (40)	3 (14)	8 (25)	3 (11)	13 (45)	7 (26)	38 (45)	202 (71)	43 (45)	50 (53)	490 (40)
III型	所付けの項にも寺号あり (すでに寺号取得済み)	4 (80)	2 (67)	3 (66)	15 (83)	29 (60)	20 (26)	24 (44)	18 (38)	18 (30)	20 (37)	19 (49)	27 (35)	11 (28)	7 (32)	10 (31)	10 (37)	8 (28)	8 (30)	21 (25)	32 (11)	23 (24)	16 (17)	345 (28)
IV型	惣道場充てで寺号なし			1			3	2	5	7	5	3	2	2		1	5	2	2	5	3	5	4	57 (5)
V型	惣道場充てで寺号あり					1	2		1	1	2	1	2	1	1	4	1	1		3	7	7	14	49 (4)
VI型	惣道場充てで 2ヶ所に寺号あり							1																1
不 明						9	3	2			6	3	1	1	1	1				1				28
合 計		5	3	6	18	48	76	52	48	60	54	39	78	40	22	32	27	29	27	85	286	96	94	1225

括弧内は当該年における割合(%)

ることとする。

IV型

摂州火打屋村惣道場物也。

慶長十年乙正月卅日

巳

积准如 —

右之木者、^(公脱カ)金福寺門徒摂州火打屋村道場へ令免之者也。^(總脱カ)①⑦

惣道場充ての木仏裏書は、寺院充てのものと比べて、文言の配列が大きく異なる点がまず注目される。そのうちIV型と分類すべき右の裏書においては、寺号が全く登場しない点の特徴として指摘でき、これは前述のI型と同じである。このIV型は合計五七点(五%)を数えた。

V型

河内国古市郡誉田村惣道場専明寺常住物也。

慶長十年—三月六日

积准如 —

右之木仏者、妙楽寺門徒河内国古市郡西口村^従〇惣道場、依望之令免之者也。①⑧

次いでV型に分類すべきが右のような裏書で、合計四九点(四%)あった。「惣道場専明寺」と記されるごとく、寺号の免許された惣道場充てのものであって、おそらくは前述のII型と同様に、当該の惣道場に寺号が免許されて以後、初めての木仏下付だったのであろう。

VI型

江州野洲^(郡播カ)□□磨田村惣道場延命寺常住。^(物也脱カ)

慶長十一年丙二月九日

午

积准如 —

右之木仏者、依延命寺所望、令免者也。①⑨

最後にVI型とは、右の「延命寺」の場合のように、寺号が二ヶ所に記されたものである。前述のIII型から類推すれば、すでに寺号を持つ惣道場に対しての木仏下付において、この様式が採用されたものと思われる。しかしながらこのVI型の事例は、わずかに一点にすぎない。

なお惣道場とは、一定地域の門徒集団がその意思を結集して設立した共同施設と考えられ、前引した三点の木仏裏書から明らかのように、そこには住持名が登場しない点の特徴として指摘できる。このことは寺号の有無にはかわりがないのであって、おそらく住持職は門徒の廻り持ちで勤仕されていたのであろう。この点が、住持在任を前提とする寺院(道場)とは大きく異なるところであり、もしかすると所属の門徒集団には、まだ住持の常在を許すだけの経済力が備わっていなかったからかも知れない。

以上のほかに、記載不備による区分不明が二八点あるが、それらを総合計すると、実に一二二五点もの木仏裏書が記録に留

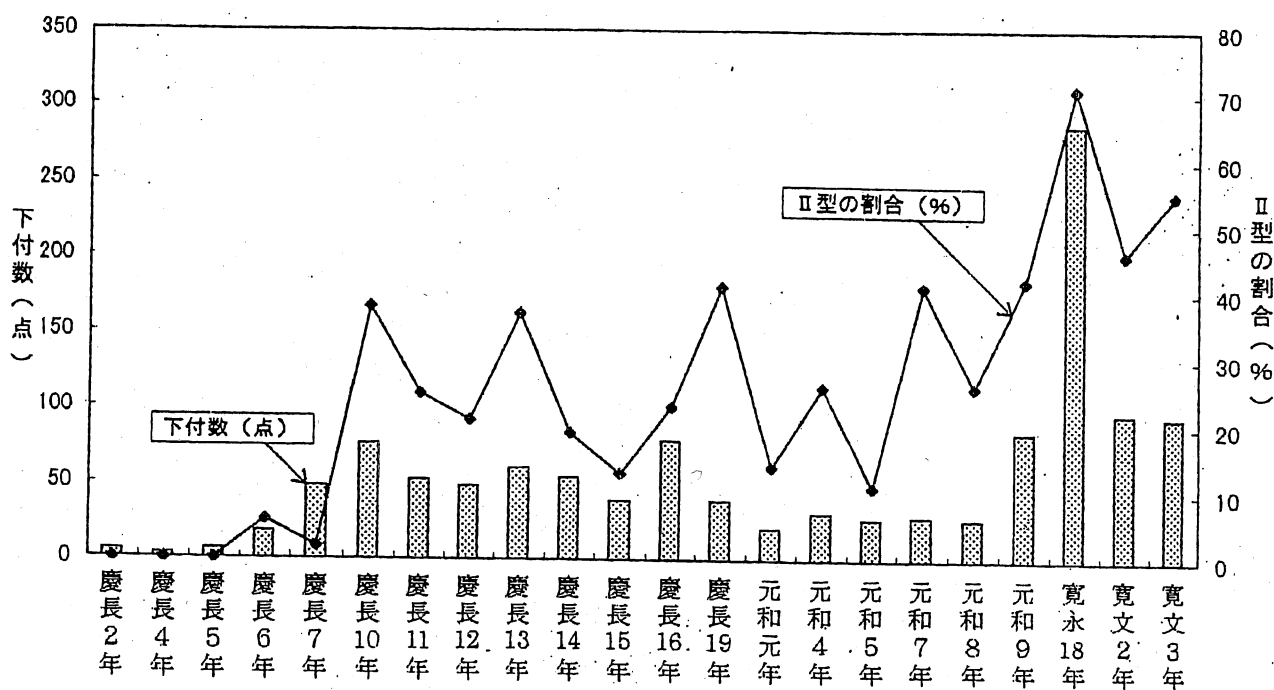
められていたのである²⁰。

六

そこで最後に、表1に基づき下付点数の推移を図1に表示して（判読の単位は左目盛）、若干の分析を行ってみよう。すると、慶長十年（一六〇五）から同十六年（一六一一）にかけては年に五〇点前後と、比較的の下付数の多い時期が続いていたことが知られる。これに対して元和年間に入ると年に三〇点弱と、やや少ない状態がしばらく続く。そして元和九年（一六二二）以降には下付点数が急激に増大して、寛永十八年（一六四一、良如時代）に至れば実に二八六点もの下付数となるのである。しかるに寛文二年（一六六二）以後には、年に九〇点余で安定化することくに見受けられる。

それでは、それぞれの年においてはどの類型の裏書が多かったであろうか。換言すれば、各類型は下付総数に対してどれだけの割合を占めていたのであろうか。例えば慶長十年を取り上げてみると（表1）、合計七六点のうち、Ⅰ型（寺号なし、道場または個人充て木仏）は一八点で二四％、Ⅱ型（寺号免許後初めての木仏）は三〇点で三九％、Ⅲ型（寺号を持つ寺院への木仏下付）は二〇点で二六％をそれぞれに占めていた。また

図1 木仏裏書の下付数の推移およびⅡ型様式の割合の推移



惣道場充ての裏書については、Ⅳ型（寺号なし）が三点、Ⅴ型（寺号免許後初めての木仏）が二点、Ⅵ型はなし。そして類型不明は三点であった。つまり慶長十年の場合には、下付された木仏のうちの三八％がⅡ型様式の裏書を持ち、それは寺号免許後初めての木仏下付だったのである。このことにより、この年には道場から寺院への転換がかなり進んだと言えるであろう。

このように類型別に算出した割合のうち、特に注目すべきがⅡ型である点と言うまでもあるまい。そこでⅡ型の年次別推移をグラフで追ってみることにしたい（図1、単位は右目盛）。

するとまず第一に、Ⅱ型はおおむね漸増傾向にあることが知られる。第二には、下付数の増減にほぼ忠実に対応して、Ⅱ型の割合も増減を示しているように思われる。とりわけ慶長十年・同十三年・元和九年・寛永十八年などの下付数増加と、Ⅱ型の割合増加とは、まさしく緊密に対応していると言わなければならない。このことから、木仏下付数の増加の主たる原因は、Ⅱ型の増加にあると言ってよいのではあるまいか。そして寛永十八年（一六四一）の激増の事態に際しては、そのうちの実に七一％（点数も二〇二点と激増）が、このⅡ型の裏書を持つ木仏、すなわち寺号免許後に初めて下付された木仏だったのである。しかも想像するに、そのほとんどは寺号・木仏の同時下付であっ

たであろうから、この年の本願寺（西派）良如は、道場の寺院化を一気に押し進めたと評して差し支えないであろう。

おわりに

本稿の検討で明らかにできた点は、次の通りである。

木仏下付に際して門主が作成する裏書に基づくと、慶長十年から同十九年頃までは、年平均で五〇点程度の木仏下付が行われていた。元和年間になると年平均三〇点弱に減少するが、元和九年からは急増傾向を示し、良如時代の寛永十八年には実に二八六点におよぶ木仏が下付されていた。

木仏の裏書は、第一行目に門主名、第二行目に年月日、第三行目に願主名、第四行目に所付け（所在地）を記するのが通例であったが、その読み方は逆に末尾から、所付け・願主名・年月日・門主名の順に読んだらしい。けれども寛文期の寂如時代になって変更が加えられ、良如・寂如の連署、次いで所付け・願主名を記載し、その上方に「木仏」と記したうえで、末尾に年月日を記入する順序となった。

この木仏裏書には六類型の様式があった。

まず道場または寺院充ての場合の裏書であるが、寺号の登場しないものをⅠ型と区分した。これは、まだ寺号を免許されな

い道場充ての木仏、または個人所有の木仏を意味した。次いでⅡ型とは、所付けには寺号が見えないが、願主の項に寺号が記された裏書を指し、寺号免許後に初めて下付される木仏であることを意味していた。ただし寺号・木仏の同時下付という場合も少なくなかったであろう。そしてⅡ型のこうした性格については、越前の専応寺・徳善寺の史料によって明証することができた。Ⅲ型においては、所付け・願主の両項ともに寺号が見えており、すでに寺号を持った寺院への再度（または新規）の木仏下付を意味していたのである。

次いで惣道場充ての裏書も三類型に区分できた。まずⅣ型とは寺号の記載が見えない裏書である。これに対してⅤ型とは、寺号が一ヶ所にだけ記載されており、寺号免許後の初めての木仏下付であったことが示されていた。しかるにⅥ型では、文言中に二ヶ所に寺号が登場するから、すでに寺号を免許された惣道場に対する木仏下付を意味したのである。

以上のごとき六区分を裏書に関して行った場合、最も注目すべきはⅡ型である。Ⅱ型は、全体的には年次を追って漸増する傾向を示していると言えよう。また下付数の増減とⅡ型の増減とが、かなり密接な関連を持つことも指摘することができた。

この点から、木仏下付数の増加の主たる原因はⅡ型の増加にあ

ると言ってもよいのではあるまいか。とりわけ寛永十八年（一六四一）には七一％（点数は二〇二点）と激増しており、しかもそのほとんどは寺号・木仏の同時下付であったと推測されるから、この年に西派では、道場の寺院化が一気に押し進められたと考えられるのである。

注

- ① 千葉乗隆氏「解説」（『本願寺史料集成』木仏之留・御影様之留。以下では同書を『集成』と略記する）。同氏「『木仏之留』について」（『近世仏教—史料と研究』第一号、一九六〇年）。

- ② 金龍静氏「戦国期本願寺教団の裏書考」（『年報中世史研究』第一三号、一九八八年）。

- ③ 「木仏御札中入之留」（『集成』第十二史料、一八六ページ）。

- ④ 「木仏御札中入之留」（『集成』第十二史料、一九八ページ）。

- ⑤ 「木仏御札中入之留」（『集成』第十二史料、一九二ページ）。

- ⑥ 「木仏之留」（『集成』第八史料、一一〇ページ）。

- ⑦ 「木仏留」(『集成』第三史料、三七ページ)。
- ⑧ 「木仏之御留」(『集成』第七史料、九八ページ)。
- ⑨ 拙稿「石山合戦における毫摂寺善秀と越前門徒」(福井県立鯖江高等学校『研究集録』第一九号、一九九七年)、同「専応寺への寺号免許と木仏下付」(『本願寺史料研究所報』第一九号、一九九七年)。
- ⑩ 「木仏留」(『集成』第五史料、七一ページ)。
- ⑪ 様式に異例などが見えるものとしては、もう一点、肥前浄光寺充ての裏書があるが(「木仏留」慶長十四年五月十一日付け木仏裏書—『集成』第三史料、五八ページ)、これについては単なる脱落と解すべきであろう。
- ⑫ 「専応寺文書」第四四号(『福井県史』資料編六・中近世四)。なお拙稿「雑賀以後の本願寺と越前一向衆」(『北陸史学』第四三号、一九九五年)では、本史料を慶長八年と推測したが、ここで訂正して、その前年の同七年発給と考えておきたい。
- ⑬ 「専応寺文書」第四一号。
- ⑭ 「昌蔵寺文書」第六号(『福井県史』資料編四・中近世二)。
なお徳善寺はその後、福井藩から廃寺処分を受け、享保元年(一七一六)に至って復興が認められるが、その際に寺

号を昌蔵寺と改めている。

- ⑮ 「昌蔵寺文書」第一四号。ただし引用に当たっては項目を年次順に配列し直した。

- ⑯ 「木仏留」(『集成』第三史料、五〇ページ)。

- ⑰ 「木仏之留」(『集成』第二史料、一七ページ)。

- ⑱ 「木仏之留」(『集成』第二史料、一七ページ)。

- ⑲ 「木仏留」(『集成』第三史料、三〇ページ)。

- ⑳ 「木仏御札中入之留」(『集成』第十二史料、一九九ページ)には、越後善教寺慶祐充ての親鸞絵像裏書、および肥前西真寺玄了充ての蓮如絵像裏書の写しが混入しているので、これらは計算から除外した。

《編集後記》

二〇号を五月に発刊して、少し時間が経ってしまいました。二〇号の壁を越えて気持ちが悪く弛んだわけではありません。編集子の事情をご存知の方は、もう発刊されないのではないかと思われたかとも推測します。

しかし、「救いの手」はどこから現れるもののようにです。今回も武生の小泉先生から「救いの手」が差し伸べられました。感謝・感謝です。近くも遠くも目がかすみ出し、いささか年齢を感じつつありますが、今年度中にはもう一冊、発刊したいと思います。(歩)